

事務連絡
平成30年6月26日

（宛先）管理職者

公共施設等総合管理計画
策定推進本部長
西岡 真一郎
（公印省略）

公共施設等の緊急安全点検について

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという事故が発生しました。

平成29年3月に策定した小金井市公共施設等総合管理計画では、基本的な考え方において「適切な維持管理によって安全管理を徹底」と、実施方針において「点検・診断等は全てのマネジメントの出発点であり、点検結果の記録化と共有の促進によって、適切な公共施設等の維持管理と更新が実現可能」、「点検診断結果を庁内横断的に活用して安全確保を徹底」としており、公共施設が常に健全な状態を維持できるよう適切な維持管理について定めているところです。

つきましては、各施設所管課におかれては、組積造の塀及び補強コンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）並びに万年塀について、耐震対策の状況及び劣化・損傷の状況に係る安全点検を行うとともに、判定基準のいずれかに該当するブロック塀等については、速やかに注意喚起を行う等の必要な安全対策を実施するようお願いいたします。

なお、安全点検結果につきましては、下記のとおり調査を実施しますので、回答くださいますようお願いいたします。

記

1 調査内容

公共施設におけるブロック塀等の安全点検結果

2 提出書類

安全点検結果調査票

3 提出期限

平成30年7月2日（月）

4 提出方法

「全庁共通」－「01 企画政策課」－「07 ブロック塀調査」－「各課回答」フォルダに回答データを保存してください。

5 注意事項

- (1) 安全点検及び安全点検結果調査については、別紙「安全点検及び安全点検結果調査要領」を参照してください。
- (2) 点検結果の判断等不明な点は建築営繕課へお問い合わせください。

6 問合せ先

- (1) 調査全体について
企画政策課 岡崎、小林（内線 2104、外線 387-9800）
- (2) 点検結果の判断等について
建築営繕課（内線 3440・3441、外線 387-9858）

安全点検結果調査票

部署名	
担当者名	
連絡先	

施設名	ブロック塀等 ^{※1} 及び万年塀の数 ^{※3}		建築基準法施行令の規定に適合していないブロック塀等 ^{※2} の数	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じているブロック塀等及び万年塀の数 ^{※3}		備考
	組積造及び補強コンクリートブロック造	万年塀	組積造及び補強コンクリートブロック造	組積造及び補強コンクリートブロック造	万年塀	
合計	0	0	0	0	0	

※1 「ブロック塀等」とは、組積造の塀、補強コンクリートブロック造の塀のことです。

※2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条又は第62条の8の規定（別紙「安全点検及び安全点検結果調査要領」2に限る。）に適合していないブロック塀等を指します。

※3 「ブロック塀等及び万年塀の数」については、連続しているものを「1」と数えてください。

注：ブロック塀等の数について、「0（ゼロ）」の場合は「0」を記入してください。

安全点検及び安全点検結果調査要領

1 点検の対象

市が保有又は維持管理の責務を負っている全ての施設の組積造の塀、補強コンクリートブロック造の塀及び万年塀

2 点検項目

原則として、目視により次の点を点検します。万年塀については、「(6) その他」の損傷状況を点検してください。

- (1) 高さ
- (2) 壁の厚さ
- (3) 控壁の有無
- (4) 控壁の間隔
- (5) 控壁の突出長さ
- (6) その他（築造時期、損傷状況（劣化によるものも含む。））

建築基準法施行令

（組積造のへい）

第六十一条 組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、一・二メートル以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の十分の一以上とすること。
- 三 長さ四メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの一・五倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの一・五倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、二十センチメートル以上とすること。

（塀）

第六十二条の八 補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ一・二メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、二・二メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、十五センチメートル（高さ二メートル以下の塀にあつては、十センチメートル）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径九ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に八十センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ三・四メートル以下ごとに、径九ミリメートル以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの五分の一以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けて定着すること。ただし、縦筋をその径の四十倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、三十五センチメートル以上とし、根入れの深さは三十センチメートル以上とすること。